

第37号議案

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例の制定について

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
を別紙のように定める。

平成30年3月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国家公務員の退職手当制度の改正を参考に、職員の退職手当の支給水準を引き下げ
るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市
条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8
年芦屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関
する条例の一部を改正する条例（平成19年芦屋市条例第20号）の一部を次のよ
うに改正する。

附則第2条第1項及び第7条第1項中「100分の87」を「100分の83.
7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国家公務員の退職手当制度の改正を参考に、職員の退職手当の支給水準を引き下げるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 退職手当について、当分の間、条例本則の規定により計算した基本額に乗じる調整率を、100分の83.7（現行は100分の87）に引き下げる。

（第1条及び第2条関係）

【参考】

退職手当の額は、基本額に調整額（職責に応じた加算額）を加えて算出する。

基本額 = 退職日の給料月額 × 勤続期間・退職理由別の支給率
× 調整率（官民の均衡を図るための率）

- (2) 平成19年4月1日施行の退職手当制度の改正に伴う経過措置に関する規定の整備（第3条関係）

3 施行期日

平成30年4月1日

退職手当の支給率(調整率を乗じた後の率)新旧比較表

1 自己都合退職

勤続年数	現行	H30.4.1～	増減
1	0.52200	0.50220	△ 0.01980
2	1.04400	1.00440	△ 0.03960
3	1.56600	1.50660	△ 0.05940
4	2.08800	2.00880	△ 0.07920
5	2.61000	2.51100	△ 0.09900
6	3.13200	3.01320	△ 0.11880
7	3.65400	3.51540	△ 0.13860
8	4.17600	4.01760	△ 0.15840
9	4.69800	4.51980	△ 0.17820
10	5.22000	5.02200	△ 0.19800
11	7.72560	7.43256	△ 0.29304
12	8.49120	8.16912	△ 0.32208
13	9.25680	8.90568	△ 0.35112
14	10.02240	9.64224	△ 0.38016
15	10.78800	10.37880	△ 0.40920
16	13.38930	12.88143	△ 0.50787
17	14.64210	14.08671	△ 0.55539
18	15.89490	15.29199	△ 0.60291
19	17.14770	16.49727	△ 0.65043
20	20.44500	19.66950	△ 0.77550
21	22.18500	21.34350	△ 0.84150
22	23.92500	23.01750	△ 0.90750
23	25.66500	24.69150	△ 0.97350
24	27.40500	26.36550	△ 1.03950
25	29.14500	28.03950	△ 1.10550
26	30.53700	29.37870	△ 1.15830
27	31.92900	30.71790	△ 1.21110
28	33.32100	32.05710	△ 1.26390
29	34.71300	33.39630	△ 1.31670
30	36.10500	34.73550	△ 1.36950
31	37.14900	35.73990	△ 1.40910
32	38.19300	36.74430	△ 1.44870
33	39.23700	37.74870	△ 1.48830
34	40.28100	38.75310	△ 1.52790
35	41.32500	39.75750	△ 1.56750
36	42.36900	40.76190	△ 1.60710
37	43.41300	41.76630	△ 1.64670
38	44.45700	42.77070	△ 1.68630
39	45.50100	43.77510	△ 1.72590
40	46.54500	44.77950	△ 1.76550
41	47.58900	45.78390	△ 1.80510
42	48.63300	46.78830	△ 1.84470
43	49.59000	47.70900	△ 1.88100
44	49.59000	47.70900	△ 1.88100
45	49.59000	47.70900	△ 1.88100

2 定年, 公務外死亡, 通勤災害傷病退職

勤続年数	現行	H30.4.1～	増減
1	0.87000	0.83700	△ 0.03300
2	1.74000	1.67400	△ 0.06600
3	2.61000	2.51100	△ 0.09900
4	3.48000	3.34800	△ 0.13200
5	4.35000	4.18500	△ 0.16500
6	5.22000	5.02200	△ 0.19800
7	6.09000	5.85900	△ 0.23100
8	6.96000	6.69600	△ 0.26400
9	7.83000	7.53300	△ 0.29700
10	8.70000	8.37000	△ 0.33000
11	12.07125	11.613375	△ 0.45788
12	13.26750	12.76425	△ 0.50325
13	14.46375	13.915125	△ 0.54863
14	15.66000	15.06600	△ 0.59400
15	16.85625	16.216875	△ 0.63938
16	18.59625	17.890875	△ 0.70538
17	20.33625	19.564875	△ 0.77138
18	22.07625	21.238875	△ 0.83738
19	23.81625	22.912875	△ 0.90338
20	25.55625	24.586875	△ 0.96938
21	27.29625	26.260875	△ 1.03538
22	29.03625	27.934875	△ 1.10138
23	30.77625	29.608875	△ 1.16738
24	32.51625	31.282875	△ 1.23338
25	34.58250	33.27075	△ 1.31175
26	36.14850	34.77735	△ 1.37115
27	37.71450	36.28395	△ 1.43055
28	39.28050	37.79055	△ 1.48995
29	40.84650	39.29715	△ 1.54935
30	42.41250	40.80375	△ 1.60875
31	43.97850	42.31035	△ 1.66815
32	45.54450	43.81695	△ 1.72755
33	47.11050	45.32355	△ 1.78695
34	48.67650	46.83015	△ 1.84635
35	49.59000	47.70900	△ 1.88100
36	49.59000	47.70900	△ 1.88100
37	49.59000	47.70900	△ 1.88100
38	49.59000	47.70900	△ 1.88100
39	49.59000	47.70900	△ 1.88100
40	49.59000	47.70900	△ 1.88100
41	49.59000	47.70900	△ 1.88100
42	49.59000	47.70900	△ 1.88100
43	49.59000	47.70900	△ 1.88100
44	49.59000	47.70900	△ 1.88100
45	49.59000	47.70900	△ 1.88100

3 整理, 公務上傷病, 公務上死亡退職

勤続年数	現行	H30.4.1～	増減
1	1.30500	1.25550	△ 0.04950
2	2.61000	2.51100	△ 0.09900
3	3.91500	3.76650	△ 0.14850
4	5.22000	5.02200	△ 0.19800
5	6.52500	6.27750	△ 0.24750
6	7.83000	7.53300	△ 0.29700
7	9.13500	8.78850	△ 0.34650
8	10.44000	10.04400	△ 0.39600
9	11.74500	11.29950	△ 0.44550
10	13.05000	12.55500	△ 0.49500
11	14.48550	13.93605	△ 0.54945
12	15.92100	15.31710	△ 0.60390
13	17.35650	16.69815	△ 0.65835
14	18.79200	18.07920	△ 0.71280
15	20.22750	19.46025	△ 0.76725
16	21.66300	20.84130	△ 0.82170
17	23.09850	22.22235	△ 0.87615
18	24.53400	23.60340	△ 0.93060
19	25.96950	24.98445	△ 0.98505
20	27.40500	26.36550	△ 1.03950
21	28.84050	27.74655	△ 1.09395
22	30.27600	29.12760	△ 1.14840
23	31.71150	30.50865	△ 1.20285
24	33.14700	31.88970	△ 1.25730
25	34.58250	33.27075	△ 1.31175
26	36.14850	34.77735	△ 1.37115
27	37.71450	36.28395	△ 1.43055
28	39.28050	37.79055	△ 1.48995
29	40.84650	39.29715	△ 1.54935
30	42.41250	40.80375	△ 1.60875
31	43.97850	42.31035	△ 1.66815
32	45.54450	43.81695	△ 1.72755
33	47.11050	45.32355	△ 1.78695
34	48.67650	46.83015	△ 1.84635
35	49.59000	47.70900	△ 1.88100
36	49.59000	47.70900	△ 1.88100
37	49.59000	47.70900	△ 1.88100
38	49.59000	47.70900	△ 1.88100
39	49.59000	47.70900	△ 1.88100
40	49.59000	47.70900	△ 1.88100
41	49.59000	47.70900	△ 1.88100
42	49.59000	47.70900	△ 1.88100
43	49.59000	47.70900	△ 1.88100
44	49.59000	47.70900	△ 1.88100
45	49.59000	47.70900	△ 1.88100

4 公務外傷病退職

勤続年数	現行	H30.4.1～	増減
1	0.87000	0.83700	△ 0.03300
2	1.74000	1.67400	△ 0.06600
3	2.61000	2.51100	△ 0.09900
4	3.48000	3.34800	△ 0.13200
5	4.35000	4.18500	△ 0.16500
6	5.22000	5.02200	△ 0.19800
7	6.09000	5.85900	△ 0.23100
8	6.96000	6.69600	△ 0.26400
9	7.83000	7.53300	△ 0.29700
10	8.70000	8.37000	△ 0.33000
11	9.65700	9.29070	△ 0.36630
12	10.61400	10.21140	△ 0.40260
13	11.57100	11.13210	△ 0.43890
14	12.52800	12.05280	△ 0.47520
15	13.48500	12.97350	△ 0.51150
16	14.87700	14.31270	△ 0.56430
17	16.26900	15.65190	△ 0.61710
18	17.66100	16.99110	△ 0.66990
19	19.05300	18.33030	△ 0.72270
20	20.44500	19.66950	△ 0.77550
21	22.18500	21.34350	△ 0.84150
22	23.92500	23.01750	△ 0.90750
23	25.66500	24.69150	△ 0.97350
24	27.40500	26.36550	△ 1.03950
25	29.14500	28.03950	△ 1.10550
26	30.53700	29.37870	△ 1.15830
27	31.92900	30.71790	△ 1.21110
28	33.32100	32.05710	△ 1.26390
29	34.71300	33.39630	△ 1.31670
30	36.10500	34.73550	△ 1.36950
31	37.14900	35.73990	△ 1.40910
32	38.19300	36.74430	△ 1.44870
33	39.23700	37.74870	△ 1.48830
34	40.28100	38.75310	△ 1.52790
35	41.32500	39.75750	△ 1.56750
36	42.36900	40.76190	△ 1.60710
37	43.41300	41.76630	△ 1.64670
38	44.45700	42.77070	△ 1.68630
39	45.50100	43.77510	△ 1.72590
40	46.54500	44.77950	△ 1.76550
41	47.58900	45.78390	△ 1.80510
42	48.63300	46.78830	△ 1.84470
43	49.59000	47.70900	△ 1.88100
44	49.59000	47.70900	△ 1.88100
45	49.59000	47.70900	△ 1.88100

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第39号）新旧対照表

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>附 則（平成8年12月20日条例第39号）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（長期勤続者に対する退職手当の経過措置）</p> <p>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、芦屋市職員の退職手当に関する条例第4条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、芦屋市職員の退職手当に関する条例第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第39号）附則第2項」とする。</p> <p>3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で芦屋市職員の退職手当に関する条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は芦屋市職員の退職手当に関する条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で芦屋市職員の退職手当に関する条例第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則（平成8年12月20日条例第39号）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（長期勤続者に対する退職手当の経過措置）</p> <p>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、芦屋市職員の退職手当に関する条例第4条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、芦屋市職員の退職手当に関する条例第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第39号）附則第2項」とする。</p> <p>3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で芦屋市職員の退職手当に関する条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は芦屋市職員の退職手当に関する条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で芦屋市職員の退職手当に関する条例第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第40号）新旧対照表

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>附 則（平成8年12月20日条例第40号）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（長期勤続者に対する退職手当の経過措置）</p> <p>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第6条の6第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第40号）附則第2項」とする。</p> <p>3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則（平成8年12月20日条例第40号）</p> <p>1 （省略）</p> <p>（長期勤続者に対する退職手当の経過措置）</p> <p>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第6条の6第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第40号）附則第2項」とする。</p> <p>3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(平成19年芦屋市条例第20号) 新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>附 則 (平成19年3月20日条例第20号抄) (芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧退職手当条例」という。)第4条から第6条の2まで及び第7条、附則第15条の規定による改正前の芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成8年芦屋市条例第39号。以下この条から第4条までにおいて「退職手当条例第39号」という。)附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年芦屋市条例第25号。以下この条から第4条までにおいて「退職手当条例第25号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したもの</p>	<p>附 則 (平成19年3月20日条例第20号抄) (芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧退職手当条例」という。)第4条から第6条の2まで及び第7条、附則第15条の規定による改正前の芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成8年芦屋市条例第39号。以下この条から第4条までにおいて「退職手当条例第39号」という。)附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年芦屋市条例第25号。以下この条から第4条までにおいて「退職手当条例第25号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したもの</p>

改正案	現 行
<p>にあつては、その者が旧退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として退職手当条例第39号附則第2項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ<u>100分の83.7</u> (当該勤続期間が20年以上の者 (42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、<u>104分の83.7</u>) を乗じて得た額が、新退職手当条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで、退職手当条例第39号附則第2項から第4項まで並びに退職手当条例第25号附則第4項の規定により計算した退職手当の額 (以下「新退職手当条例等退職手当額」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 職員のうち、新退職手当条例第8条第5項及び第9条第1項から第3項までの規定により新退職手当条例第5条の2第2項第2号から第6号までの規定に規定する期間が新退職手当条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として任命権者が別に定める額」とする。</p> <p>(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経</p>	<p>にあつては、その者が旧退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として退職手当条例第39号附則第2項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ<u>100分の87</u> (当該勤続期間が20年以上の者 (42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、<u>104分の87</u>) を乗じて得た額が、新退職手当条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで、退職手当条例第39号附則第2項から第4項まで並びに退職手当条例第25号附則第4項の規定により計算した退職手当の額 (以下「新退職手当条例等退職手当額」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 職員のうち、新退職手当条例第8条第5項及び第9条第1項から第3項までの規定により新退職手当条例第5条の2第2項第2号から第6号までの規定に規定する期間が新退職手当条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として任命権者が別に定める額」とする。</p> <p>(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経</p>

改正案	現 行
<p>過措置)</p> <p>第7条 教職員が新制度適用教職員（教職員であって、その者が施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「新学校職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「旧学校職員退職手当条例」という。）第3条から第5条の3まで及び第6条の2、附則第17条の規定による改正前の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第40号。以下この条から第9条までにおいて「学校職員退職手当条例第40号」という。）附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年芦屋市条例第25号。以下この条から第9条までにおいて「学校職員退職手当条例第25号」という。）附則第5項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧学校職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として学校職員退職手当条例第40号附則第2項の規定により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以</p>	<p>過措置)</p> <p>第7条 教職員が新制度適用教職員（教職員であって、その者が施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「新学校職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「旧学校職員退職手当条例」という。）第3条から第5条の3まで及び第6条の2、附則第17条の規定による改正前の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第40号。以下この条から第9条までにおいて「学校職員退職手当条例第40号」という。）附則第2項から第4項まで並びに附則第18条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年芦屋市条例第25号。以下この条から第9条までにおいて「学校職員退職手当条例第25号」という。）附則第5項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧学校職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として学校職員退職手当条例第40号附則第2項の規定により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上</p>

改正案	現 行
<p>上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、<u>104分の83.7</u>) を乗じて得た額が、新学校職員退職手当条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6まで、学校職員退職手当条例第40号附則第2項から第4項まで並びに学校職員退職手当条例第25号附則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「新学校職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 教職員のうち新学校職員退職手当条例第7条第5項及び第6項並びに第8条第1項から第3項までの規定により新学校職員退職手当条例第5条の2第2項第2号から第6号までの規定に規定する期間が新学校職員退職手当条例第7条第1項に規定する教職員として引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該教職員の教職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用教職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「教職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として教育委員会が市長と協議して定める額」とする。</p>	<p>42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、<u>104分の87</u>) を乗じて得た額が、新学校職員退職手当条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6まで、学校職員退職手当条例第40号附則第2項から第4項まで並びに学校職員退職手当条例第25号附則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「新学校職員退職手当条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 教職員のうち新学校職員退職手当条例第7条第5項及び第6項並びに第8条第1項から第3項までの規定により新学校職員退職手当条例第5条の2第2項第2号から第6号までの規定に規定する期間が新学校職員退職手当条例第7条第1項に規定する教職員として引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該教職員の教職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用教職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「教職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として教育委員会が市長と協議して定める額」とする。</p>